

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和8年度版土木工事標準積算基準書等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、工事開始日以降1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行わなければならない。
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づき実施すること。

第6条 下請契約及び使用資材について

受注者は、下請負人を選定するときは、「岐阜県公契約条例」（平成27年3月24日 岐阜県条例第21号以下「公契約条例」という。）に基づき、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めなければならない。

第7条 下請負人との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」及びその他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第8条 創意工夫・社会性等の実施報告について

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫・社会性等に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」（工評定様式6号）または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」（工評定様式7号）に記載し、監督員に提出することができる。

第9条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、監督員に報告しなければならない。

第10条 不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。

2 履行期間の延長について

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

特記仕様書

- 第11条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について
受注者は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき照査を実施すること。
- 第12条 工事書類の作成について
工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては「工事書類作成提出要領」に基づき実施すること。
- 第13条 一般的制限値を超える車両の運行について
岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。
特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号）によるものとする。
- 第14条 週休2日制工事の実施
本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合 及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
工程関係	○ 関連工事	○ 関連する他の工事の工期（施工時期）	本町4丁目融雪装置修繕（高山本町四丁目商店街振興組合）		
		○ 関連する他の工事の内容	未定（同調施工）		
	○ 施工の制限	施工内容			
		施工時期			
		施工時間			
		施工方法			
		○ 工事の抑制期間（交通規制）	秋の高山祭、年末年始		
	協議未了事項	未了協議の内容			
		制約を受ける内容			
		協議成立の見込み時期			
	協議条件	協議で付された特定条件の項目			
		協議で付された特定条件の影響範囲			
	余裕工期設定工事	工事の着手時期			
	事前調査	地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査			
		項目			
		調査期間			
用地関係		埋設物等の移設予定時期（見込み時期）			
	休日日数	休日日数			
		作業不可能見込み日数			
	工事用地の未買収（未処理）	場所			
		範囲			
		処理の見込み時期			
		未買収地への立入り可否			
	○ 工事用地の復旧	○ 工事用地等の使用後の復旧内容	後片付け清掃		
	○ 工事用地の借地	○ 工事用仮設道路及び資機材置場の借地	任意		
		場所			
		範囲			
		期間			
		○ 使用条件	地権者との協議により決定すること		
		復旧方法			
		○ 工事に必要な土地の借地料	受注者において負担すること		
公害関係（環境対策）	仮設ヤード	施工者に使用させる仮設ヤード			
		場所			
		範囲			
		期間			
		使用条件			
		復旧方法			
	○ 工事に伴う公害防止対策	○ 公害防止（騒音、振動、粉塵排出ガス等）のための指定事項	稼動時間以外は重機等のエンジンを切ること		
		施工方法			
		○ 建設機械・設備	低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用すること		
		作業時間等の指定			
	水替・流入防止施設	防止施設の内容			
		設置期間			
	濁水、湧水処理対策	処理施設の内容			
		処理条件の内容			
	事業損失	事前・事後調査の区分			
		調査時期			
		調査方法			
		調査範囲			
		調査項目			
	六価クロム溶出試験	対象工種・工法			
		試験実施段階・検体数			

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
安全対策関係	○ 交通安全施設等	○ 指定の内容	通行止め箇所の立ち入り措置及び明示		
		○ 指定の期間	工事期間中		
	○ 近接施工	鉄道、ガス、電気、電話、 水道情報管路等との近接施工	ガス、電気、電話		
		施工方法			
		作業時間			
	○ 防護施設	○ 防護施設の内容	バリケード、夜間点滅灯、誘導看板		
	○ 交通誘導員等	○ 交通誘導員・保安要員の配置指定	交通誘導員 B		
		○ 場所	施工区間前後		
		○ 期間	実施工日		
		○ 時間	作業時間		
		○ (配置) 人数	2人×44日＝88人		
		交替要員の有無			
		発破作業等の保全設備			
		発破作業等の制限内容			
	換気設備等	換気設備等の対策内容			
工事用道路関係	一般道路の使用	資機材搬入経路			
		資機材搬出経路			
		使用期間			
		時間帯			
		使用中・使用後の処置内容			
	仮設道路の設置	安全施設等の設置内容			
		安全施設等の設置期間			
		工事終了後の存置方法			
		工事終了後の撤去方法			
仮設備関係	仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容			
		仮設物の引き渡し・引継の期間、時期			
		仮設物の引き渡し・引継の条件			
	仮設備の構造	仮設備の構造			
		仮設備の施工方法			
建設副産物関係	○ 建設発生土	○ 残土受入場所又は仮置場所	他工事現場		
		○ 位置	高山市桐生町地内		
		○ 処理量	20m ³		
		○ 運搬距離・経路	1km		
		搬入時間制限			
		処理・保管条件			
	○ 現場内の再利用・減量化	○ 再利用・減量化の内容	埋戻		
		○ 使用場所（現場内等）	現場内		
	○ 建設副産物及び 廃棄物の処理 (アスファルト塊) (コンクリート塊)	○ 処理方法	中間処理施設へ搬入（再資源化）		
		○ 受入施設名	鶴カンチ 飛騨リサイクルセンター		
		○ 処理場所	高山市松之本町地内		
		受入時間			
		受入条件			
工事支障物件等	占用物件等の 工事支障物件の存在	○ 運搬距離	L=3km		
		○ 浅瀬土の運搬・揚泥方法	運搬船の船種指定		
			揚泥方法の指定		
		占用物件の有無			
		工事支障物件			
		支障物件			
		管理者（所有者）			
		支障物件の位置			
		支障物件移設時期			
	占用工事との重複	支障物件工事方法			
		支障物件防護方法			
一般施工	○ 埋戻工	重複する占用物件工事の内容			
		重複する占用物件工事の期間			
一般施工	○ 転圧の有無	有			

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
その他	工事用資機材の 保管及び仮置き	保管・設置場所			
		保管期間			
		保管方法			
	現場発生品	品名			
		数量			
		引渡し場所			
		再使用の有無			
	支給材料及び貸借品	品名			
		数量			
		品質			
		規格・寸法又は性能			
		引渡し場所			
		引渡期間			
	架設（仮設）工法の指定	施工方法			
		施工条件			
	工事用電力の指定	内容			
	新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容			
	部分使用	使用箇所			
		使用範囲			
		使用時期（期間）			
		使用目的			
	調査試験に対する協力	公共事業労務費調査			
		諸経費動向調査			
		施工合理化調査			
	立木伐採	対象範囲			
		処理方法			
	地元調整事項の 未処理方法	処理の見込み時期			
	設計内容の未検討項目	未検討内容			
		検討終了時期			
	技術検査	中間技術検査の回数			
		実施時期（段階）			
	○ その他	○ 重点監督について	「高山市建設工事における重点監督」の対象工事に該当した場合はこの取り扱いによる。		
		○ 関係者との協議について	町内会や沿線の関係者等と施工時期等について協議し、関係者に施工期間や交通規制、その他必要な情報について文書などを作成し、監督員の承諾後、連絡配布すること。		
		○ 交通規制の解除について	有事の際は規制を解除するなど適切な対策を講じること。		
		○ 起工測量について	起工測量結果を速やかに報告し、打ち合わせを行うこと。		
		○ 建設副産物の管理について	「高山市建設工事における建設副産物の運用について」により取り扱う。		
		配水管割付について	図面に記載した管割付は参考とし、布設延長に変更ない限り設計変更の対象としない。		
		○ 段階確認について	別途協議		
		埋戻砂の転圧について	埋戻砂は振動コンパクタを使用し締め固めること。		
		通水前の水質検査について	通水前に残塩、色、濁りについて異常がないか確認すること。		
		断水作業等について	断水や切替方法等について、事前に監督員と協議の上、断水計画等を作成し監督員の承諾を得ること。		
			断水について、地元関係者への事前周知を徹底するとともに、断水時間は極力短縮するよう努めること。		
			断水等の実施においては、監督員立会いのもと仕切弁等の操作に協力すること。		
		舗装切断作業時に発生する排水の処理について	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、任意の回収方法により回収するものとする。回収された排水については、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については発注者と協議した後、変更契約できるものとする。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。		